

自然公園法施行規則第 11 条

第17項 鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りでない方法によるもの

基準引用関係整理表（●印は、いずれかに適合すれば良いもの）		
第 1 号	特別保護地区又は海域公園地区内において行われるものでないこと。	
	ただし書	次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。
	●イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
	●ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
	●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
第 2 号	坑口又は掘削口が第 1 種特別地域又は第 2 種特別地域若しくは第 3 種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこと。	
	植生の復元が困難な地域等	次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。 (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	ただし書	前号イからハマまでに掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。
	●前号イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
	●前号ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
	●前号ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。